

2021年7月5日

【ゴルフコース管理作業における死亡事故の防止について】

「ゴルフコース管理作業における死亡事故」が、2021年5月29日（茨城県1名死亡）、6月9日（神奈川県2名死亡）及び6月23日（福島県1名死亡）と連続して発生しております。これら事故の原因等については、関係機関の調査結果及び該当ゴルフ場からの発表を待たざるを得ませんが、ゴルフ場内での死亡事故であるため、ゴルフ場業としての労働災害に該当するか否かに係わらず、再発防止を徹底する必要があると判断いたしました。

つきましては、ゴルフ場事業者各位におかれましては、安全管理体制を見直すとともに、事故防止に努めていただき、次ページ以降の『ゴルフコース管理作業における死亡事故の防止について』をお願い申し上げます。

▼次ページ：[ゴルフコース管理作業における死亡事故の防止について](#)

2021年7月5日

ゴルフ場事業者 各位

公益財団法人日本ゴルフ協会
公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
日本ゴルフ場支配人会連合会
特定非営利活動法人日本芝草研究開発機構

ゴルフコース管理作業における死亡事故の防止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、ゴルフ界発展のために格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ゴルフコース管理作業における死亡事故」が、2021年5月29日（茨城県1名死亡）、6月9日（神奈川県2名死亡）及び6月23日（福島県1名死亡）と連続して発生しております。これら事故の原因等については、関係機関の調査結果及び該当ゴルフ場からの発表を待たざるを得ませんが、ゴルフ場内での死亡事故であるため、ゴルフ場業としての労働災害に該当するか否かに係わらず、再発防止を徹底する必要があると判断致しました。

つきましては、ゴルフ場事業者各位におかれましては、安全管理体制を見直すとともに、事故防止に努めていただきたく、本文書にてお願いする次第でございます。

尚、労働災害については2012年に「ゴルフ場の事業における労働災害防止のためのガイドライン」（中央労働災害防止協会）制定以降は徐々に減少しておりますが、コース管理作業の機械化による効率化やゴルフ場従業員の高齢化等により、今後、労働災害事故や外部委託業者の事故が増加する懸念が増しております。

安全対策に関し、別紙を参照頂き、再度の徹底を図って頂きたく、お願いを申し上げます。

敬具

記

1. 今後の労働災害等の防止にあたって(参考) 別紙
2. 「ゴルフ場の事業における労働災害防止のためのガイドライン」ご紹介 別紙

以上

労働災害等の防止対策の一例(参考)

(1) 機械設備等の不安全な状態に対する防止対策

- ・ 機械に挟まれ、巻き込まれ⇒機械に囲い、覆い等を設置する
- ・ 高所からの墜落・転落⇒2m以上の高所作業時は「墜落制止用器具」の装着、安全な作業床の確保（作業床のある足場の設置）、手すり・中さん等の設置
- ・ 転倒災害⇒床面を滑りにくくする、滑りにくい靴を履く、床の段差をなくす
- ・ 適切な安全装置等を設置する
- ・ 適正な保護具を使用する(安全靴・安全帽等)
- ・ 機械設備の点検を定期的実施する
- ・ 安全装置、保護具を日常的に点検する
- ・ 安全通路を定める
- ・ 事業場内の整理整頓を行う
- ・ 照明を明るくする

(2) 労働者の不安全な行動に対応

- ・ 安全な作業手順を定め、労働者に周知・徹底する
- ・ 安全な作業手順どおり実行するように労働者に安全教育を実施する
- ・ 災害事例を発表し、類似災害を防止するように注意を喚起し、労働者の安全意識を高める
- ・ 保護具の適正な使用方法を徹底させる
- ・ 交通事故に対する交通安全教育を実施する
- ・ 注意喚起のための掲示をする
- ・ 腰痛防止のための作業方法の確立や体操を実施する

(3) その他

- ・ 安全衛生管理体制の確立⇒安全衛生委員会（月1回以上開催）を活性化する
ヒヤリハット事例を収集して防止対策を検討し、職場内に徹底する
- ・ 資格の必要な作業には有資格者を就かせる（無資格者は作業させない）
- ・ 作業主任者の選任が必要な作業については、必ず作業主任者を選任する
- ・ 事業場内の安全総点検（安全パトロール）を実施し、機械設備等の不安全な状態や労働者が不安全な行動を行っていないか点検する
- ・ 職長教育を実施する

今後の労働災害防止にあたって

労働災害防止活動は再発を防止することと同じように、今後の新たに発生する労働災害を防止することも重要であります。

今回の災害についても災害が発生したことにより、業務遂行上、大変苦慮され、更に被災者も生活面も含めて大きな打撃を受けたものと考えられます。

そのため、これからは再発防止のみに限らず、作業の中で存在する危険の芽（危険有害要因）を事前に摘み取ることで、「災害が発生してからの対策」ではなく、「災害が発生する前の対策」が災害防止にあたって極めて重要な取り組みとなってきており、このような取り組みの中でリスクアセスメントが非常に重要な安全衛生管理手法であります。

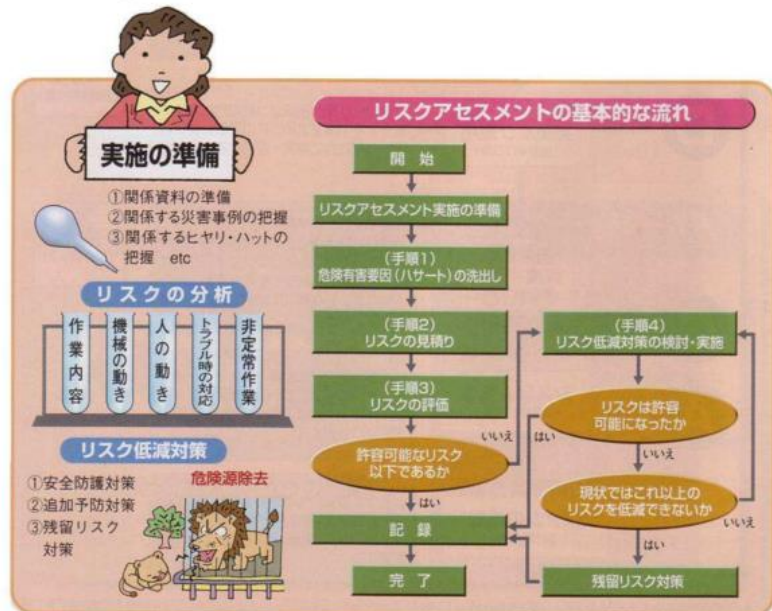
リスクアセスメントとは、職場における労働災害、健康障害の重篤性と発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、危険有害要因（災害と健康障害の要因）ごとのリスクの大きさを評価して、重要なものから災害・危険防止対策の優位順位を決めてリスク低減対策を実施していく手法であり、リスクアセスメントにより下記のような効果が挙げられます。

【リスクアセスメントの効果】

- (1) 災害要因を事前に排除できます。
- (2) 対策の優先付けが可能となり、費用対効果が向上します。
- (3) 安全配慮義務の履行に不可欠です。
- (4) 説明責任をまっとうするうえで不可欠です。
- (5) 作業者の直接的な判断を活用するので実効性が上がります。
- (6) 管理監督者と作業者との危険に対する認識が共有できます。
- (7) 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。

【リスクアセスメントの実施手順】

- ① 職場に潜在するものを含め、あらゆる危険有害要因を洗い出す。
- ② これらの危険有害要因について、危険有害性（リスク）の見積もりを行い、リスクの大きさを評価する。（評価基準（許容リスクレベルを含む）を決定して行う）
- ③ 必要性の高いものから順にリスク低減対策を検討・実施する。

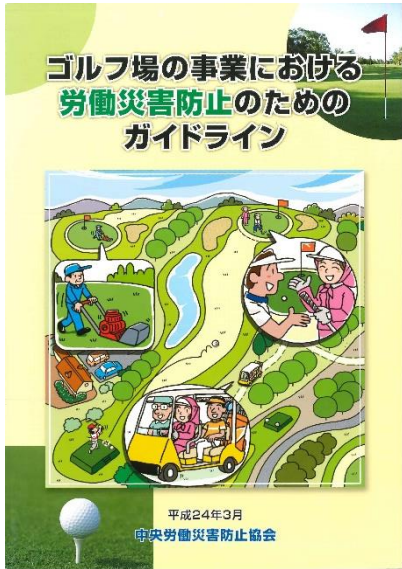


【リスクアセスメントの実施手法、詳細については厚生労働省のHPから閲覧することができます。】

厚生労働省トップページ から（検索サイトで「厚生労働省」と入力して検索してください）

■行政分野ごとの情報[労働基準] → ■分野別施策紹介[安全衛生対策] →

[・リスクアセスメント等関連資料・教材]



ゴルフ場の事業における労働災害防止のためのガイドライン

発行者：

中央労働災害防止協会企画広報部

108-0014 東京都港区芝 5-35-1

TEL：03-3452-6186

<https://www.jisha.or.jp/>